

## 太田市教育委員会事務事業評価委員設置要綱

(目 的)

**第1条** 太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する、事務・事業の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことで、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、事務・事業の管理及び執行状況についての透明性を確保するため、太田市教育委員会事務事業評価委員（以下「委員」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が実施する事務・事業の点検・評価に関して、教育委員会の求めに応じて意見を述べること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項。

(委員等)

**第3条** 事務事業評価委員の定数は2人とする。

- 2 委員は、教育に見識を有する者のうちから教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 任)

**第4条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月20日から施行する。